

むつ市議会第218回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成25年12月9日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案の撤回、撤回理由説明】

第1 議案第133号 指定管理者の指定についての撤回

（むつ運動公園外3施設）

第2 議案第143号 平成25年度むつ市一般会計補正予算の撤回

【一般質問】

第3 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）2番 横 垣 成 年 議員

（2）3番 工 藤 孝 夫 議員

（3）12番 斉 藤 孝 昭 議員

（4）17番 村 中 徹 也 議員

本日の会議に付した事件

◎諸般の報告

【議案の撤回、撤回理由説明】

第1 議案第133号 指定管理者の指定についての撤回

（むつ運動公園外3施設）

第2 議案第143号 平成25年度むつ市一般会計補正予算の撤回

【一般質問】

第3 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）2番 横 垣 成 年 議員

（2）3番 工 藤 孝 夫 議員

（3）12番 斉 藤 孝 昭 議員

出席議員（25人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

17番	村	中	徹	也
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島			進	公管企業者	遠	藤	雪	夫
代監査委員	阿	部			昇	選挙管理委員会	畑	中	政	勝
農委委員 農業会 職務代理	畑	中	重	宏		総務政策長	伊	藤	道	郎
財務部長	石	野			了	民生部長	松	尾	秀	一
保健福祉部長	花	山	俊	春		経済部長	澤	谷	松	夫
建設部長	鏡	谷			晃	川内庁舎長	松	本	大	志
大畑庁舎長	畑	中	恒	治		協野舎野福	猪	口	和	則
						協野舎野福				

計者務部部長
 員長
 部長
 策進監
 策進監
 社進監
 社理福長
 部事産長
 部事長
 務部長
 務部災課幹
 部長
 部林課幹
 沢舎設長

鹿内徹
 星久南
 奥川清次郎
 高橋聖
 古川俊子
 井田敦子
 二本柳茂
 下山房雄
 川西伸二
 須藤勝広
 木村善弘
 二本柳茂
 杉山直規

理會長
 業會長
 業長道長
 部策監
 健部事庭長
 部策監
 部策監
 部事築長
 務部策長
 部長
 部課幹
 部課幹
 沢舎業課幹

氣田憲彦
 山口勝美
 齊藤鐘司
 柳谷孝志
 掛端正広
 浜田一之
 吉田正
 望月操
 村田尚
 氏家剛
 工藤淳一
 佐藤節雄
 宮本広治

育会局長
 務部課幹
 務部課査
 員務課
 策務
 策務
 教委事総
 務
 総政総主
 総政総主

松 宮 康 則
 杉 澤 一 徳
 栗 橋 恒 平

務部課幹
 育会局課幹
 員務
 策務
 総政総主
 教委事総主

中 村 智 郎
 畑 中 渉

事務局職員出席者

事務局長
 幹査
 主査

柳 田 諭
 佐 藤 孝 悦
 村 口 一 也

次 長
 主任主査
 主事

濱 田 賢 一
 小 林 睦 子
 山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、12月6日市長から、今定例会に上程されました議案2件について、撤回したい旨の申し入れがあり、同日開催した議会運営委員会で本日この後議題とすることが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、12月6日の本会議終了後に開催されました懲罰特別委員会において、委員長に佐々木隆徳議員、副委員長に岡崎健吾議員が選任されましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第2 議案の撤回、 撤回理由説明

○議長（山本留義） 日程第1 議案第133号 指定管理者の指定についての撤回及び日程第2 議案第143号 平成25年度むつ市一般会計補正予算の撤回の2件を一括議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。本定例会に提出いたしました議案第133号 指定管理者の指定について及び議案第143号 平成25年度むつ市一般会計補正予算につきましては、撤回することといたしたく、その理由についてご説明申し上げます。

このたびむつ市民体育館につきましては、青森県建築物耐震診断・改修判定委員会から耐震基準を満たしていないとの報告を受け、るる検討いたしました。補強方法等も見出せないということから、市民の皆様の安全安心を第一義と考え、当該体育館の閉鎖に至ったものであります。

議案第133号 指定管理者の指定について及び関連いたします議案第143号 平成25年度むつ市一般会計補正予算につきましては、むつ市民体育館を使用するという前提のものでありますことから、このたびの閉鎖に伴い、これら2つの議案について、撤回をお願いすることとした次第であります。

議員各位及び市民の皆様に対し、多大なご迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げますとともに、何とぞ議案の撤回についてご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで撤回理由の説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま一括議題といたしました議案第133号及び議案第143号の撤回については、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第133号及び議案第143号の撤回については承認することに決定いたしました。

◎日程第3 一般質問

○議長（山本留義） 次は、日程第3 一般質問を

行います。

本日一般質問を通告しておりました村中徹也議員から、所用で急遽上京したため本会議を欠席する旨の連絡がありました。したがって、本日通告しております一般質問は取り下げとなりますので、ご了承願います。

本日は、横垣成年議員、工藤孝夫議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

◎横垣成年議員

○議長（山本留義） まず、横垣成年議員の登壇を求めます。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） おはようございます。日本共産党の横垣成年です。むつ市議会第218回定例会に当たり一般質問を行います。市長初め理事者におかれましては、前向きなご答弁、よろしくお願いをいたします。

さて、この間私は、県内外の方に依頼をされお話をする機会がありました。「下北半島と原発」というテーマでございます。私は、逆になぜ隣の岩手県には原発がないのかに疑問を持ちました。そこで、岩手県を調べているうちに、実に学ぶべきところが多い県だということがわかりました。

長きにわたる自民党政治という枠組みの中において、よくここまで県民のための県民による県民の県政を行ってきたなというのが私の感想であります。さきの参議院選挙でも、自民党が負けた選挙区は2つだけでありました。1つは岩手県、もう一つは沖縄県です。この点から見ても、岩手県というものは実にアイデンティティー、独自性を持っている県だということがわかります。中央に逆らってはいけないという考えに縛られていると言われる青森県とは、まさに真逆でございます。

憲法では、地方自治として地方独自の施策をす

る権利を保障しております。岩手県は、地方自治というものを遺憾なく発揮している県と言えます。

岩手県は、日本のチベットと言われるくらい山が多い厳しい自然環境にあります。その厳しい環境、自然を十二分に生かし、仕事をつくり、豊かな環境もつくり続けております。三陸の豊かな漁場には、若い漁師が誕生しております。また、地元県産材を奨励する施策がとられ、間伐材等はペレットとして活用、雑木林を育成し、岩手県産の炭やキノコを生産販売、小岩井農場は誰でも知るところでございます。ツキノワグマの生息数は、3,500頭と言われ、日本一の生息数、絶滅危惧種のイヌワシの生息数も日本一であります。ということは、豊かな生態系を維持しているということです。岩手県は、自然と共生し、先祖から預かった自然環境を維持し、豊かにし、子孫に残そうという意識が非常に高い県民と言えます。そのような環境意識の高い岩手県を調べれば調べるほど、目先の原発マネーと引きかえに何かあれば多大な環境汚染を引き起こす原発に頼ろうという考えはみじんも生まれてこないということがよくわかります。

下北の豊かな自然は壊され続け、過去のものとなっております。国有林初め民有林は生き物がすめない杉山にされ、川はダムにせきとめられ、コンクリートで固められ、魚のすめない川にされ、海岸は護岸され、砂浜がなくなり、昆布や魚が激減という状況です。今のところ自然復活という具体的な動きは見えません。しかし、まだ間に合います。地域経済の土台は、地域資源の持続的な利活用であります。そのことによって雇用が生まれ、原発に頼らない地域づくりが可能となります。100%よいとは言いませんが、実に創意工夫をした地域づくりをしている県、岩手県を学ぶべきであることを紹介し、一般質問に入ります。

質問の1点目、学童保育、なかよし会についてであります。まず、児童の受け入れの現状についてであります。現在児童の受け入れはどのような状況となっているのでしょうか。対象児童は、小学児童全てでしょうか。また、春、夏、冬休み期間、祝祭日等の受け入れの期間、日時等の現状をお聞きいたします。

次に、小学校新入生、いわゆる1年生の4月1日からの受け入れについてであります。旧むつ地区では、4月1日からの受け入れはしていないとお聞きをしております。共働きの市民から、「子供を預けるところがなく、仕事を休むか、子供を一人家に置かしなければなりません。やはり子供が心配で仕事を休むことになります。何とかしてほしい」という声がありました。子育て支援の一環として4月1日からの受け入れを実施すべきと思いますが、お聞きをいたします。

質問の2点目、大湊上町市営住宅の坂道対策についてであります。坂道対策については、大湊の住民、町内会等から強い要望があるところであります。私も、この坂道をたまに利用しますが、冬場はスリップが怖くて車を下に置いて用を足しているほど急な坂道であります。ロードヒーティングでは維持管理費もかかり、工事に1,000万円以上かかり、予算がとれないというのが今までの市の回答でありました。坂を削って、もっと緩やかな傾斜にするなどの坂道対策も考えられます。現地を見ると、坂の始まりをもっと山手のほうからとか、横のほうからとると坂道が長くなり、緩い傾斜にすることが可能だと私は考えました。維持管理費もかかりません。ぜひこの方法もあわせて検討してもらい、車がスリップして交通事故発生となる前に早急に坂道対策をすべきと思いますが、お聞きをいたします。

質問の3点目、関根烏沢海岸の砂浜流出防止対策事業についてであります。

まず、烏沢の砂浜の消失原因についてです。砂浜の消失原因について、昨年の6月定例会で私の質問に対し市は、地域の気象、地形、海流などさまざまな要素により異なるという答弁をしていますが、烏沢の砂浜消失原因は何だと判断しているのかお聞きをいたします。

次に、9月7日の公共事業評価委員会でむつ市が推進すべきと表明した理由についてです。むつ市議会第212回定例会では、当面推移を見るという答弁でしたので、推移を見るという表明をするものと私は思っておりました。私は、推移を見るという立場にそれなりの深い意味を感じておりました。つまり県として原因をしっかりと調査し、そのうえで対処してほしいという意味だと思っていたからです。私は、砂浜がなくなった原因究明が足りないと思っております。むつ市は、もっと原因究明を県に求めるべきであります。しかし、市は推進すべきと表明しました。その理由をお聞きいたします。

質問の4点目、サケ・マスの増養殖事業についてです。まず、サケ・マスの増養殖事業の現状についてです。増養殖の場所、規模、年間のサケ・マスの水揚げとそれへの増養殖事業の貢献度など事業の現状をお聞きいたします。

次に、サケ・マスが自然に産卵できる川の現状と川の再生についてです。自然に産卵できる川は、むつ市にどのくらいあるのでしょうか。そもそも増養殖事業は、自然の川をダムなどで潰してきた代替として始まった歴史があります。生物多様に配慮した環境づくりが世界の流れとなっております。増養殖事業とともに、自然の川を取り戻していく事業も進めなければならない時代となっております。実際欧米は、ダムや護岸を壊して、自然の川を再生しております。日本も熊本県では荒瀬ダムを壊し、自然の川の再生が始まりました。むつ市も県と共同し、自然に産卵できる川を少し

ずつふやし、再生をし、持続可能な農林漁業の創出を進めるべきと思いますが、お聞きをいたします。

質問の5点目、指定管理者制度の諸問題についてです。国は、2010年12月28日に指定管理者制度の運用に関する通知を出しました。指定管理者が労働法令を遵守することは当然、指定管理者選定に当たっても、労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意することとあります。また、公共サービス基本法には、地方公共団体は適正な労働条件の確保に努めることとしております。むつ市は、指定管理者のもとで雇用されている方の労働条件が適正かどうかを把握する必要があるし、把握すべきであります。むつ市は、労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮の有無の確認と、その対応はどのようにしているのかをお聞きいたします。

次に、人件費の積算根拠はどのようになっているのでしょうか。また、従業員以外の役員などの報酬等は見込んでいるのでしょうか。

3つ目として、指定管理者は非正規雇用や低賃金により人件費を圧縮し、利益を上げている実態はないのかどうかをお聞きいたします。

4つ目として、指定管理者制度は、自治体発のワーキングプア、不安定雇用の創出という様相を見せております。むつ市が維持管理費が大変だといって責任を半ば放棄し、指定管理にしなければならぬような箱物施設はこれからはつくるべきではありません。つくるのであれば、直営で管理するか、または指定管理者制度にするならば、従業員が展望の持てる労働条件を保障すべきであります。むつ市の考え方をお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答え

いたします。

まず、学童保育、通称なかよし会についてのご質問の1点目、児童の受け入れの現状については、担当からお答えをいたします。

ご質問の2点目、小学校新入生である1年生の4月1日からの受け入れについてお答えいたします。これまで新1年生のなかよし会の受け入れは、学校に正式に入学し、通学指導を終えた4月中旬ごろからのスタートとしておりましたが、共働きの世帯においては、その間の保育に苦慮しており、市においても4月当初からのなかよし会受け入れを希望する旨の要望をいただいております。このことにつきましては、以前より協議を重ねてまいりました結果、各学校のご協力を得、新1年生の受け入れ時期を来年度から、もう既に4月2日開始とすることで準備が整っているところであります。今後もなかよし会の運営につきましても、子供たちの安全で健やかな居場所づくりを目指し、関係者と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市営住宅についてのご質問にお答えいたします。ご指摘のありました市営住宅大湊上町団地の坂道につきましては、勾配がきつく、特に冬期間の利用は運転者及び歩行者にとって十分な注意が必要な場所と認識しております。具体的な対応策といたしましては、ロードヒーティングの設置や坂道の勾配を緩やかにするための工事等が挙げられますが、どちらも多額の費用を要することから、早期の着手は困難な状況にあります。

今後財政的な面も考慮しながら、実現に向けて検討してまいります。当面の間の安全対策といたしましては、毎年実施しております凍結防止剤の散布により対応してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、関根烏沢海岸の砂浜流出防止対策事業についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1

点目、砂浜の消失原因についてであります。むつ市議会第212回定例会においてお答えしているとおり、地域によって浸食の原因が異なるものと考えられますが、鳥沢海岸における要因につきましては特定されておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、9月7日の公共事業評価委員会でむつ市が推進すべきと表明した理由についてであります。鳥沢海岸浸食対策事業は、事業採択後、長期間を経過していることから、青森県公共事業再評価等審議委員会により事業の再評価を行い、見直しを実施しております。その中で、むつ市といたしましては、現在行われている人工リーフを設置する工法が浸食対策には有効であると判断いたしましたので、今後も継続して事業を推進していただくよう要望しております。

次に、サケ・マスの養殖事業についてですが、ご質問の1点目、サケ・マスの養殖事業の現状についてと、2点目のサケ・マスが自然に産卵できる川の現状と川の再生についてのうち、川の現状については担当からお答えいたします。

ご質問の2点目、サケ・マスが自然に産卵できる川の再生についてお答えいたします。まず、国の河川行政についてであります。平成9年にこれまで長年にわたって積み重ねてきた環境をめぐるさまざまな試みの集大成として、河川環境の整備と保全を明確に位置づけた河川法の改正が行われております。この河川法の改正とともに、平成10年に早期復旧を基本とする災害復旧事業において、美しい山河を守る災害復旧基本方針が旧建設省河川局より示されております。これによりまずと、基本的な考え方としては、まず1つ目に今後の災害復旧においては、全ての河川で環境の保全に配慮したコンクリートのない川もしくはコンクリートの見えない川を目指す、2つ目に、瀬やふちを残すなど、被災前に有していた自然環境を大

きく改変しない、3つ目に、自然環境の保全に配慮した災害復旧とは被災前に繁茂していた植物や生息していた魚類、両生類、昆虫等が復旧後も自然の回復力によって被災前あるいは近傍と同程度の生態系が形成されるよう配慮された構造を持つ施設に復旧すること、4つ目に、自然環境の保全に配慮した災害復旧では、被災現場や近傍から入手できる木や石などの自然素材をできる限り利用することとなっております。

青森県においても、平成14年に、これに基づき独自のガイドラインを策定しております。したがって、河川における災害復旧事業は、既に横垣議員ご指摘の自然環境を大切にものになってきていると認識しております。

また、県においては、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に基づき積極的に自然環境の保全に関する各種事業に取り組んでおります。市といたしましても、河川環境の保全に努めるとともに、河川の上流に位置する森林の果たす役割が重要であるとの考えから、関係機関に対し、サケ・マスが自然に産卵できるよう今後とも森林整備や広葉樹の保護、育成等を働きかけてまいりたいと考えております。議員ご指摘のダムや護岸を壊しての川の再生については、治山治水の面からは難しい課題があるものと認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、指定管理者制度の諸問題についてのご質問にお答えいたします。まず、指定管理者の労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮の有無の確認と、その対応についてであります。議員お話しのとおり、平成22年12月28日付の総務省自治行政局長名通知において、指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定に当たっても指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意することとされております。当市におき

ましても、指定管理業務の業務仕様書に係る法令等を遵守することを明記しておりますし、職員の採用については市内からの雇用に配慮するよう求めています。

また、業務・収支計画書により指定管理者の職員採用の考え方、方針について、労働法令を遵守しているかどうか確認しているところでありませ

す。次に、人件費の積算についてであります。人件費の積算については、正規職員の場合、原則として厚生労働省が毎年実施している賃金構造基本統計調査の直近の公表結果のうち、青森県の産業計、企業規模10人以上、男女計の所定内給与額の平均額を適用することとしており、非正規職員については市の臨時職員賃金単価表をもとに法定福利費を加算した額とすることとしております。

また、人件費には従業員以外の役員等の報酬等は含んでおりませんが、一般管理費として指定管理業務を行う際に指定管理者本体に係る経費の一部を積算できることとしております。

次に、非正規職員や低賃金により人件費を圧縮し、利益を上げている実態はないのかとのことでありますが、市の施設について、指定管理者制度へ移行した場合、当然のことながら新たな雇用が生まれることとなります。

雇用の形態につきましては、なるべく多くの方が正規職員として雇用されることが望ましいことではあります。雇用につきましては指定管理者の裁量によるものであり、指定管理施設ごとに、その雇用形態は異なるものと考えております。

また、指定管理者の人件費については、収支計画や実績報告などで確認をしておりますが、指定管理団体において定められる給与の基準等がありますので、それに沿った給与が支払われているものと考えております。

次に、指定管理しなければならないような箱物、

施設をこれからはつくるべきではないとのことでありますが、公の施設の建設につきましては、まちづくりや地域活性化、防災対策など、さまざまな観点から議会や市民の皆さんのご意見も伺いながら、必要と判断した施設については財政状況等も考慮しつつ、さまざまな検討を加えながら計画していかなければならないものと考えております。

また、指定管理者制度への移行につきましては、施設の担当部局において、そのメリット、デメリットも含め十分検討したうえで移行すべきかどうかを判断し、移行すべきとなった場合は、指定管理者移行検討会において十分協議、検討したうえで移行の可否を決定していくという流れでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 学童保育、通称なかよし会についてのご質問の1点目、児童の受け入れの現状についてのご質問にお答えいたします。

なかよし会は、むつ地区の小学校8校、川内地区の小学校1校の計9校で実施しております。対象は、放課後保育に欠ける小学1年生から3年生までの児童で、11月末現在で503名がなかよし会に入会しております。このなかよし会は、日曜、祝日、4月1日及び年末年始を除く毎日開設しております。受け入れ時間は、登校日においては午後零時40分から午後6時まで、土曜日振りかえで学校が休業となる日及び春、夏、冬等の長期の休業日においては、午前7時45分から午後6時までとなっております。

以上です。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） サケ・マスの養殖事業についての1点目、サケ・マスの養殖事業の現状について及び2点目のサケ・マスが自然に産卵できる川の現状についてお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、サケ・マスの養殖事業の現状についてであります。市内のさけ・ますふ化場で生産、放流されるサケの稚魚は、川内川で約700万尾、大畑川で約300万尾、サクラマスについては、川内川で約20万尾、大畑川では約10万尾、田名部川で約2万尾が放流されております。

サケの河川への遡上、捕獲状況につきましては、年変動はございますが、川内川で約6,000尾から1万5,000尾、大畑川で約2,000尾から3,000尾となっております。

また、むつ市の沿岸で漁獲されるサケにつきましては、約180トンから250トン、約5万尾から7万尾となっております。そのほとんどがふ化放流事業によるものと考えられております。

一方、サクラマスにつきましては、年変動がありますが、約40トンから80トン、約4万尾から8万尾が漁獲されております。

放流事業の効果につきましては、放流された幼魚が海に下ってから日本近海を回遊し、東北や北海道を含む沿岸域等で漁獲されているものであり、放流の効果につきましては明確にはわかっておりませんが、大畑沿岸域で漁獲されるサクラマスの中には、放流時に目印を付した標識魚の割合が約1%という調査結果が報告されております。

ご質問の2点目、サケ・マスが自然に産卵できる川の現状についてであります。ふ化場を有していない市内の河川の中で、出戸川、田名部川、脇野沢川、宿野部川のほとんどの2級河川や普通河川にサケ・マス類の遡上が見られているとの情報があり、これらの河川において自然産卵しているものと思われまます。

遡上数につきましては、ふ化放流事業に供する場合を除き、水産資源保護法により捕獲することは禁止されていることから把握できておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） まず、質問の1点目のなかよし会についてですが、ぜひ答弁にあったように4月2日から実施をよろしくお願いいたします。

質問の2点目のほうですが、この坂道対策は今までどおりで、当面お願いしたいということですが、壇上で私が述べましたように、交通事故が起こってからでは遅いということで、ぜひとも坂道を緩やかにするなり、そういう対策を早期にとってもらいたいというのを強く要望していきたいと思います。

質問の3点目の鳥沢の砂浜の件についてありますが、答弁を聞いて、かなり乖離しているのか。まず原因を聞いたら、それは特定できないと、そしてそれでも対策については県が人工リーフが有効だからということで早くやってほしいというところの、このギャップですよね。どうしてこういうギャップをむつ市としてはきちんと埋めようとしなないのかなというのがよくわからないのです。やはり対策をとるには、当然原因をしっかりと把握して、そしてそうしないと有効な対策を打てないというのは、どんな事業でも当たり前であります。原因があって、必ず結果がある。これは、どこの世界でも同じことでありますが、原因が特定できないで対策だけが先行していくというこの鳥沢の砂浜の対策事業を大変私は疑問に思っております。

しかも、この対策に90億円以上税金をかけているというわけです。多分自分のお金だったら、こういうお金の使い方、例えばお母さんに怒られるなというふうな感じのお金の使い方ではないかなと思うのです。きちんと原因を究明したうえで対策をとるのが当たり前ではないのでしょうか。そのところのちょっとお考えを、どうして原因がわからないでこの対策は有効だということが、むつ市はそういうふうな判断ができるのか、これ再度お聞きしたいなと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） お言葉を返すようでございますけれども、お母さんに叱られる金額、そういうふうなものではないわけでございます。予定として約90億円、これまで90億円かかったわけではございません。今後の計画の中で90億円相当かかるというふうな見込みが示されておるわけでございます。この事業は、昭和60年から平成30年までの予定工期でありますけれども、さまざまな形の中でこの公共事業再評価対象というふうなことを受けたわけでございます。この段階で原因が特定されておらないというふうなことは、やはりそのとおりだと思います。さまざまな自然環境の移り変わり、これがございます。地域によって浸食の原因が非常に異なってくるものと、このように考えられますので、烏沢海岸におけるその原因、要因については特定されておらない。特定されておらないのに、なぜこの計画を進めるのかという趣旨だと思います。

しかしながら、この事業が進められてから、特にこの地域の砂浜にとりましての横垣議員のご発言のことをちょっと振り返ってみますと、「砂浜がなくなり」、これは前の前の定例会だったでしょうか、当時の定例会の発言の中にごございます。「烏沢の砂浜はすべて消えてしまった」と、そして「砂浜がなくなり、現地の人々の間では、昔の砂浜に戻してほしいという声が強くなっている」。そして、これは多分横垣議員が近場でございますので、「野球ができるほど広いきれいな砂浜でした」というふうな幼児体験を語っていただいております。その部分で「これほどの自然の変化を現地の人々は悲しみの思いでとらえております。私もその一人であります」という趣旨のご発言をなさっております。つまり砂浜を回復してくれというのが根底にあるご意見だと、こういうふうに私は把握をしております。

ならば、原因が特定されないさまざまな自然環境、これがあるわけでございますので、この部分で特定されておりませんけれども、県の調査によりますと、この烏沢海岸の汀線、これみぎわの線なのですけれども、この汀線というのは海面と陸地の交わる線だというふうなことで定義づけられておりますけれども、その汀線が前進し、砂浜の回復が確認できるというふうな判断に現在のところ至っているわけでございますので、横垣議員が幼児体験をもとにして、幼いころの体験をもとにしてご発言なさり、そしてまた地域の方々の思いを伝えていると、そういうふうなことには、この状況は非常に回復しているというふうな判断をいたしましたわけでございますので、本市といたしましては、この事業は今後も継続して事業を推進していただくようというふうな形の流れの中で要望したわけでございます。砂浜が戻ってきているという現状をご理解いただければなと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） まず、9月7日の公共事業評価委員会の中では、地元の町内会長さんは、結局浸食工事は反対ですという表明をしているのです。全然この工事が始まって、砂浜は減る一方だということをその当時委員会では訴えておりました。回復したほうは出戸川の方の砂が回復したということの報告を、私もその委員会を傍聴しましたから聞いておりましたけれども、確かにそちらでは回復したような写真は見せてもらったけれども、地元の会長さんはそういうふうに反対ですというふうに表明しておりますし、私も実際にしょっちゅう行っているのです、全然回復してない。やはりこういう住民の声もある。もう少し公共事業評価委員会の中でも住民の声を聞いてくれとかというふうな意見もありました。

そこで、やはりむつ市として取り組むべきことは、もっと住民の声を聞くべきではないかなというふうに思っているのです。その表明した背景には、住民の声を十分酌み上げたというふうな背景もあって推進すべきという表現をしたのかどうか、そういうところもちょっと確認したいし、もし聞いていないのであれば、これからでもよろしいので、市としては住民の意見を聞くというか、そういう場を設ける考えはないのかどうか。これは、まだあと20年も30年もかかって完成するような事業なのです。だから、こういう事業をやるに当たっては、やっぱりもっと住民の声を聞くというふうな市としての、ああいう公共事業評価委員会の中では、市の表明というのはかなり大きいのです。市がもう、これはやめてほしいと言えば、みんなそこにいた公共事業評価委員の方は、そういう形で考え直すのです。ですから、市の表明というのはすごく大きいので、やっぱり住民の声を聞くという、そういうことを今までやってきたか、またもしやっていないければ、今後やる考えはあるかどうかというのをちょっと確認させていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この青森県公共事業再評価に関する意見、この中では、海岸浸食対策事業鳥沢海岸に係る委員会附帯意見として、当事業は長期延長が見込まれることから、その効果、影響等の的確な把握に努め、計画内容に加え、それらの情報を地域住民へ適時適切かつ継続的に説明し、適切な工期を設定のうえ、十分な理解を得ながら実施していくことというふうなことで物を申されておるわけでございますので、十分このことは果たされていくものだと、こういうふうに思います。

しかしながら、私としては、この現状を見ますと、当然この人工リーフをつくった陸側のほうでは砂浜が回復されております。そういうふうなと

ころは、横垣議員が先ほどご紹介をいたしましたような意見に合致しているものということで、横垣議員は、私は以前の質問では、推進すべきというふうな根底が、その論旨の中に感じたものでございますので、ああ、よかったなど、こういうふうな思いで砂浜が回復していると。しかし、この事業はまだまだあるわけでございますので、その時々、やはり今の附帯意見の形で県が十分考えられていくものと、こういうふうな推測をしております。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 市のほうでは、砂浜がなくなった原因は特定できないというのですが、県のほうの、そのとき渡った資料の公共事業再評価調書という県のほうが作成した調書には、必要性という項目の中に、当海岸は以前からかなりの前浜幅を有する海岸であったが、海岸周辺の構造物設置に伴い沿岸漂砂が遮断され、経年的に前浜の浸食が著しい状況にある、そのため必要だというふうな文言があるのです。これは、県はそれなりに、結局この海岸のところにコンクリートの構築物がいっぱいつくられたために、そのためにこの海岸漂砂が影響を受けたということを書いているのです。私も地元に住んでおりますから、港がつくられた、大畑の護岸がずっと沖のほうまでつくられて、結局海流の流れが変わったわけです。昔は、そういう人工的な構築物がなかったわけですから、鳥沢の海岸はちょうどへそのようにへこんだ部分ですから、ほとんど余り強い流れが影響されなくて、ちょうど砂浜が寄る、そういうたまり場の状況にあったのですよね。それがどんどん、どんどん沖のほうに人工物がつくられていったために、海流の流れが今度海岸までぐぐっと掘るような形の流れになっていったために、結局砂浜がたまらなく掘られていったということと同時に、港がつくられて、港に砂浜がたまるために

この浚渫工事をする、砂が取れていく、そういう一連の人工的な影響で砂浜がなくなっていくというのは、県もきちんとこれ認めているのです。やっぱりここが一番の原因だということなわけです。だから、特定されないというふうな市の推進すべきとした表明の背景の原因分析というのは非常に粗末だなど。これはやっぱり強く指摘させていただきます。

こういう形で、県がやる事業は何でも賛成、賛成という形でいくと、県のやることに全ていいという前提で立っていくと、それこそ地元が壊れてしまうという部分、さっき熊本県では荒瀬ダムが、結局アユというものを全滅させるような影響を与えて、地元ではもう復活させてほしいということで荒瀬ダムを今壊してもらったことになった。これ県の事業だったわけですから。だから、県の事業が全ていいわけではない、そこをやっぱり地元の方がきちんと地元の自然環境を本当によくしてくれるのかという観点で、原因をしっかりと県に求めていくような、そういう姿勢がやっぱり必要なのではないかなと思うのですが、そここのところの市長のお考えをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 県でも原因が特定できないというふうな、それは横垣議員はもう特定しておるわけでございます。この部分では、横垣議員は、周辺の構造物設置によりというふうな形のその表現のもとで、具体的にはどここの港、私は言いません、どここの港がつくられ、どここの護岸がつくられて、そういうふうなことだと、こういうふうに話をしているわけでございますけれども、ですから周辺の構造物設置というふうなものは何を意味しているのかというふうなことは、私どもは承知はしておりません。それをもってして、周辺のこの港がつくられた、護岸がつくられたと

いうふうなことになると思います、それは全く周辺の構造物、今お話をしました港だとか、そしてまた護岸だとか、それを全否定なさるというふうなことになってくるわけでございます。そういうふうな形で、オール・オア・ナッシングでやりますと、もう全ての港も護岸も壊さなければいけないというふうなことになると思います。しかしながら、漁業に携わっている方々のその港湾に入るもの、そして静穏度を高めるその立場、そういうふうなこともろもろ考えていかなければいけない。そういうふうな形でのバランスをしっかりとった中での公共事業というふうなものを進めていかなければいけない。その公共事業につきましても、後ほどサケ・マスの方でお話に出てくるわけでございますけれども、なるべく自然を壊さない、状況を壊さないというふうな形の中でやっていった結果こういうふうな形になったわけでございますので、砂がなくなってきた、では砂を復活させるために、そこには防波堤、防潮堤をつくるのではなくて、人工リーフというふうな形の中で、自然に優しい工法の中でつくって行って砂浜を回復させよう。その砂浜が徐々に回復しているという、そういうふうな現実もやはり、当然ごらんになっているわけでございますので、その部分でご理解をいただけるものと、このように思っております。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） そこで、青森県はこういう状況ですが、やはり日本という国はなかなかすばらしくて、いろいろ調べているうちに、本当に最先端の取り組みをしているところがあるのです。市長もご存じのように鳥取砂丘、あれ本当に観光地で有名なところですが、あの砂丘も今どんどん砂が減っているのだそうです。そこで向こうのほうでも県と住民、それぞれ自治体が一緒になって、その対策を今とっているのです。その対策は、青

森県のように、ただ人工リーフをやればよいというのでは全然ないです。しっかりと原因を究明して、住民の声を吸い上げた、そういう対策をやっぱりとしているのです、地元の自治体等と一緒に。だから、私はむつ市はぜひそういうふうな形の自治体になってほしいなど。この下北半島、それこそ3面を海に囲まれて、本当に昔はどこの海岸でも砂浜がきれいだった、それがほとんどなくなりつつあるという、そういう現状を見るならば、こういう最先端の鳥取県の取り組みというのをぜひむつ市は学んでほしいなど。

まず住民の声を結構取り上げているのですが、本当に住民もなかなかよく考えているもので、紹介いたしますと、「長い月日で見たら、海岸の地形が変わることは地球の歴史上あり得ることなので、自然の力を人間の手で防止しようとするのは自然の摂理に反する行為だ」というふうに住民は言っておるし、また別の方は、「砂丘の砂が浸食されていると聞き憂慮しています。原因が人為的なものであれば、それを取り除く努力をすべきだと思いますし、自然現象ならやむを得ない」というふうなことです。あと「森林の荒廃、自然環境への配慮を欠いた河川行政などが積み重なって現在の土砂問題が起きているのではないか、結局山間地を含めた広い視野に立った保全活動が欠かせない」というふうな意見がいろいろ寄せられて、そして鳥取県の検討委員会ではどういうことをやっているかという、やっぱりきちんと原因を究明する努力をしております、7つに分けて。

まず、海岸浸食は沿岸漂砂のバランスが崩れることによって生じるのだということで、7つの観点からそれを指摘しております。結局砂防だとかダムの建設、堰堤の建設だとか砂利採取、特に河口周辺から砂をとる、河川改修時の河道浚渫、河道川幅の拡幅、そういうのが影響していると。2番目としては、防波堤の建設によって、その砂浜

がなくなっていったと。あと港湾、漁港の沖合防波堤の建設、あと海砂利採取、砂利を採取し過ぎたということです。あと卓越沿岸漂砂の阻止とか、結局人工的な構造物をいっばいつくり過ぎたところをしっかりと現状を分析して、人工リーフも結局影響を与えると。結局人工リーフ、どんな人工物やっても、そこはまた砂は回復するけれども、やらないところは、また削られていくと。結局イタチごっこだと。そうすれば、今度日本国土全部海岸に人工リーフとかそういうのをやらなくてはいけないという、こういう_____考え方になってしまうのですよね、もうコンクリートだらけの日本という。そういうものになってしまうから、やはり人工的なものをつくるのは最小限に抑えなくてはいけないというのがこの検討委員会の結果なのです。

そこで、この検討委員会のほうではどういう結論を出したかという、確かに先ほど市長が言ったように、港をつくったり、護岸して住民の命を災害から守ったり、そして漁師さんが快適に漁をして水揚げを安全に揚げられる、そういう施設をつくったということではすばらしいことを今までやってきた。しかしということですね、やっぱり砂浜が減少したりしたということが、まず総まとめとして語られて、ではどうしたらいいかと。だから、今まで行政は縦割り行政、河川だったら河川、山だったら山の行政、海だったら海岸、水産課とかということで、縦割り行政で、各課で独自に対策をとっていたのではだめだよというのが総まとめなのです。ですから、山から里から、川から海にかけて全体的な形で砂というのがどういう形でつくられていくのか、たまっていくのか、流れていくのかという観点で、まず捉えたうえでの対策が必要だということを提案しております。

市長、すごくないですか、これ。やっぱりこういう形で日本の方々も本当に優秀な方がいて、一

つ一つの場面だけ捉えて、それに対症療法的にやってはだめだと。砂というのは、それこそ鳥沢だけにいるわけでないで、その鳥沢の砂が、またどこかに移動したり、いろんなところに移動があるわけで、総合的に考えなくてはいけないということで、鳥取県ではそういう山から海、川、全体的な形で砂がどう動くかというのを考えて、そのうえで人工的なものは、ではどうするかと。そして、しかもやはり基本的には自然の流れに逆らわない形で最小限の形で人工物をそこに配置していくというふうなことを提案しているわけです。

どうですか。やっぱりこういう形でむつ市もぜひとも今後、いろんな県の事業があると思います、

そういう形で、県のほうにこういう形の観点で意見を上げていくということをぜひしてもらいたいのですが、再度お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 横垣議員、先ほどの発言で、 発言がありましたので、その辺は発言に気をつけていただきたいと思います。

市長。

○市長（宮下順一郎） 私どもといたしましては、砂浜が回復していると、そしてまた前の一般質問の中で幼児体験、繰り返すわけですがけれども、砂浜よ早く戻れというふうな趣旨の発言でございましたので、事業としては、この部分においては砂浜は回復しているというふうな判断に至り、推進すべきという意見を述べたものでございます。

る鳥取県の鳥取砂丘のお話等々を前提としてお話をいただきましたけれども、すばらしいその思いというのですか、その思いはやはり青森県なり国へ、ぜひ横垣議員、お伝えをしてもらいたいと、こういうふう思うところであります。

川幅の拡幅によってというふうなことで一つの原因というふうなお話がございましたけれども、ならば洪水があった川を、これを治水というふうな観点から手を加えないというふうなままで放置

していてもいいのかと。生命と財産が脅かされる、そういうふうな形の中でこれまで事業が、住民の安全と財産を守るというふうな、生命を守るというふうな形の中で治山治水をやってきたわけでございます。この部分まで否定をするというふうなことになりますと、これはいかがかなというふうな思いをいたします。そこは要するに自然とのバランス、自然を大切にしていきながら治山治水をし、そして海辺を守っていくというふうな、そういうふうな発想、これがやはりこれからの時代は必要であるという部分については、私は横垣議員の一部には賛同いたします。しかしながら、全部についての賛同はなかなかし得ないものであると。それはなぜかと申しますと、これまでの生命、財産を守るため、漁業の振興、そしてまた農業、これを守るためにというふうな形で進められてきた事業まで全否定なさるというふうなことは、私はいかがかと、こういうふうな思いをいたしておるところでございます。

何かもう一つ言いたいことがありましたけれども、国・県へ強くこの旨を……そうです、例えばむつ市はそういうふうなところがないのかと申しますと、現在でございます。それは、下北自然の家の下の方の浜、かつてはあそこには消波ブロックだとか積まれていたものが、それが撤去されて、そして自然に返そうということで岩を置いて、そしてすごい形の中で漁業資源も、そしてまた景観も戻ってきていると。そういうふうな取り組みがやはりこれからは必要な時代であると。

河川についても、3面工法のコンクリートを張るのではなくて、そういうふうなことで2面とか、それからピオトープだとか、そういうふうな形が出てきているということは、やはり横垣議員のお話の部分公共事業を進める中で、公共事業という、横垣議員全て悪というふうな捉え方をしておりますので、事業、住民の生命と財産を守るた

めのインフラの整備には、やはりそういうふうな一つのコンセプトも入ってきているというふうな、そういうふうなことをご理解いただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 先ほど不適切な発言がありましたら、議長におかれましては削除のほうよろしくお願いいたします。

さて、サケ・マスの増養殖に入りますが、ぜひ答弁いたしましたような立場で今後ともよろしくお願いいたしたいと思ひますし、この養殖一辺倒だけは避けてほしいなど。養殖の悪影響というのがそれなりに欧米のほうではきちんともう科学的に表明されております。例えば天然のサケの遺伝子的多様性を低めて、これらの天然種を絶滅に押しやるのが養殖事業のそういうサケ・マスだということを言っているし、生存すると群体規模の減少、耐力と耐病性が欠如する。あと縄張りを守ったり隠れたりする習性を歪めてしまう、あとその他の動作の鈍化というのが増養殖のサケ・マスにはあるので、やはり天然のサケというのもそれなりにきちんとバランスよく維持していくような形にしないと、結局絶滅してしまうよというのが科学的にももう証明されておりますし、欧米ではほとんどもう増養殖からは手を引いているという状況にありますので、ぜひ天然のそういうサケ・マスを増産できるようなむつ市にしてもらいたいと思ひます。

さて、最後指定管理ですが、あと何分でしたか、5分。指定管理の部分ですが、それこそこの点についても日本は結構進んでいる自治体がかかりありまして、ぜひむつ市に実施してもらいたいの、指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針とかというのをつくっている自治体が、東京の板橋区ではあるし、今の労働条件審査というのを指定管理者制度を導入している自治

体でこういう取り組みをしている自治体がふえていのだそうです。そういうモニタリングをして、きちんと労働条件が維持されているかと、確保されているかというのをきちんと点検して、それをきちんとホームページに、市民に公表しているというふうな自治体がふえて、そういうことで、それこそよいサービスと、いいサービスを提供するには、それなりのよい人材というのが当然必要です。だから、そういうよい人材と同時によいサービスが提供されているかということもきちんとチェックする制度が今あちこちでつくられております。こういう指定管理者制度導入施設のモニタリング評価というものをむつ市も実施すべきではないかと思ひますが、市長にお聞きいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） その部分につきましては、さまざまな形の中で指定管理者からの意見等、そしてまた市長への手紙だとかさまざまなご意見というふうなことでお伺いをして、その部分については指定管理者のほうに問いかけをし、対応させているというふうなことでございますので、モニタリング制度というふうなことには、しっかりとした制度としてはつくっておりませんけれども、十分その機能は果たしているものと、このように理解しております。

また、指定管理者のほうでも、例えば介護老人保健施設、高齢者福祉施設、そういうふうなところでは、また第三者のモニター制度だとか、そういうふうなものを設定しているところもあったわけでございますので、そういうふうな形の中で施設の指定管理をしている方々についての十分なチェック、これはなされているものと、このように理解しております。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） それをさらに確実なものとするために、ぜひこのモニタリング制度を今後とも

つくってくださることを強く要望して私の一般質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

ここで、午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 2 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤孝夫議員

○議長（山本留義） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。3番工藤孝夫議員。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

○3番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第218回定例会に当たり、通告に基づいて一般質問を行います。

まず最初に、市の施設の維持管理にかかわる問題として、今後使用される見通しのない施設に関してお伺いするものです。

私は、これまでも旧川内町湯野川地区にある温泉熱ガラスハウスについて、長年使用されないままになっているのに土地の貸借料だけは毎年払い続けていることに対し、財政支出のあり方としての考えを尋ねてきました。これについては、市として解体費用の捻出が思うに任せないとして今日に至っています。教育分野では、市町村の合併や少子高齢化、それらに伴う児童数の減少による閉校も相次ぎました。

そこで伺うのは、1つに、今後使用される見通しのない施設はどれだけあるのか。分野別にお尋ねいたします。

2つに、今後の計画についてであります。解体を待つしかない施設の費用の総額と捻出方法は

どうするのか。年次計画はどうなっているかをお尋ねいたします。

次に、福祉行政について質問いたします。昨年度では、敬老会のあり方に関するアンケートを実施しております。ホームページによりますと、調査方法は往復はがきによる郵送配布で、参加対象者は8,676人となっています。回収数が3,689人で回収率が42.5%と非常に高いものであります。

内容も項目別では、既存対象者の受ける敬老会の満足度は、「かなり満足」、「ほぼ満足」を合わせ85.4%となっています。敬老会不参加についての理由では、既存対象者と新規対象者とも39.5%で、約4割の方が「病気やけがなどで外出できなかった」になっています。

次に、敬老会に対する要望では、既存対象者、新規対象者とも会場数の増加や、参加期待の増加を求める割合が若干高かったとしています。そして、現行の敬老会を存続すべきかについては、「現行のまま存続すべき」と「廃止せず」が7割近い67.8%と高い割合を示しております。

そこで、市としてはこれらのアンケート結果を踏まえ、どのように生かして敬老の精神を発揮していくのか、今後の方針について伺うものであります。

以上、前向きかつ誠意ある答弁を求めて壇上からの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、市の施設の維持管理についてのご質問につきましては、担当から答弁をいたします。

また、教育委員会の所管する施設については、教育委員会からの答弁とさせていただきます。

次に、福祉行政についてのご質問の1点目、敬老会に関するアンケートの結果についてと、2点

目の今後の方針については、大きく関連いたしますので、まとめてお答えいたします。

敬老会については、これまで社会福祉協議会に委託し、75歳以上の方々に各地区ごとの会場にお集まりいただき、会食する形式で開催してまいりましたが、ここ数年参加者が減少し、出席者が3割に満たないという状況でございました。そのため、より多くの方々に参加していただくための改善に向けて、平成24年度に敬老会の対象となる75歳以上の方々にアンケートを行ったものであります。

アンケート結果では、現行の敬老会に満足しているという方も多くありましたが、参加できないとする大方の理由としては、身体の障害などで出席できない方が4割、別の用件があった方が約3割、その他が約3割という結果になったことから、市といたしましては、7割以上の対象者が参加できない状況にあること、したがってそれほど多数の対象者に敬老の意が伝えられていないということを重ねて受けとめました。

この現状を踏まえ、市として敬老の意をどのようにあらわしていけば公平で、なおかつ高齢者の皆様の満足度を高めていけるのか、他市の状況等も踏まえ検討いたしました。その結果、平成25年度で言えば、75歳以上の対象者8,299名のうち、会場に参集できた3割に満たない2,355名にしか敬老の意が伝えられていないこと、また会食形式であるため、総額で約1,000万円、敬老会参加者1人当たりになると約4,300円もの公費がかかっているという問題が浮かび上がってまいりました。社会福祉協議会からは、現状の形態を維持し、さらに会食経費の増額及び参加できない方への記念品の配布等の要望も出されましたが、市としては7割以上の参加されない方々を含めた全対象者に対し、敬老の精神をどのようにしたらお伝えできるか協議を重ねてまいりました。

県内他市の状況を見ますと、市として敬老会を実施していないところが3市、実施している6市においても会食形式をとっているところは2市のみで、他は対象者を限定し、顕彰する式典形式としている状況であり、全国的に見ても敬老会のあり方は変化してきております。

このようなことから、地域の実情や社会情勢に鑑みまして、今後につきましては平均寿命の延伸もあり、対象者を現行の75歳以上から80歳以上に見直すことも検討しておりますが、そのうえで対象となる方々のお宅を個々に訪問して、生活状況を伺いながら高齢者に関する制度紹介をしたり、相談を受けるなど、高齢者の見守りを重視した取り組みを行いつつ、全対象者に敬老記念品を配布して、さらに敬老会へのご案内をするような敬老の心の伝わる形式に基本的に改めていきたいと考えております。

そのようなきめ細やかな見守り活動をしっかり行っていくことを基本に据えた取り組みを行いつつ、敬老会は市内4カ所くらいの会場にお集まりいただき、会食はやめ、人生の節目となる年齢の方々等を顕彰し、皆さんにステージ等を楽しんで帰っていただくような式典とすることを考えております。

いずれにいたしましても、より多くの方々に敬老の意が伝わり、市全体で高齢者の見守りに力を入れていく事業として取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 工藤議員の市の施設の維持管理にかかわる教育委員会の所管施設の状況につきましては、教育部長から答弁いたします。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

市の施設の維持管理についての1点目、使用される見通しのない施設についてであります。このような施設につきましては、新たな活用が見込まれる場合は転用し、その活用が見込まれない場合には売却や貸し付け等により財産の有効的活用を図ることとしております。しかしながら、老朽化により転用や売却等が見込めない場合は、防犯、防災、安全面等から解体をしなければならないものと考えております。

市長部局において、現在使用されておらず、今後解体を予定している施設は81棟となっております。地区別では、むつ地区で61棟、このうち60棟が市営住宅及び旧教員住宅となっております。川内地区では16棟、このうち市営住宅及び旧職員住宅が14棟となっております。大畑地区では、フェリー埠頭可動橋操作棟の1棟、脇野沢地区では木材工芸センター、スキー場ヒュッテ及び野猿生態観察舎の3棟となっております。また、これらの施設を解体する場合、おおむね約1億8,000万円の費用を要するものと試算しております。

ご質問の2点目、今後の計画についてですが、議員ご承知のとおり、施設の解体撤去の財源につきましては、現在国・県の補助制度がなく、また起債を充当することもできないことから、かかる経費については全て一般財源での対応となります。これまで厳しい財政状況下にあつて、多額の一般財源を振り向けることが困難でありましたことから、施設の解体撤去が進んでいないのが現状であります。

全国的に見ましても、高度成長期やバブル期に建設された施設の老朽化が進み、各自治体においては施設の改修や解体撤去に係る財源の確保について苦慮している状況にあります。国では、こうした施設の老朽化対策として、解体撤去に係る経費についても起債を充当できるよう現在検討が進められておりますことから、今後の国の動向や施

設の安全性を見きわめながら、毎年度の予算編成において対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（奥川清次郎） 工藤議員の市の施設の維持管理費についてのご質問のうち、教育委員会が所管しております施設の状況についてお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、使用される見通しのない施設についてでございます。廃校校舎の利活用につきましては、むつ市議会第199回定例会及び第205回定例会においても一般質問でお答えしており、回答が一部重複いたしますことをご理解願います。

教育委員会が所管する施設で統廃合によって現在は教育活動に使用していない施設の現況を申し上げます。

むつ地区では、金谷沢小学校、中野沢小学校、烏沢小学校、角違小中学校、城ヶ沢小学校のほか教員住宅では金谷沢小学校、城ヶ沢小学校、関根小学校、関根中学校、近川中学校の各1棟で10施設がございます。

川内地区では、第一川内小学校、第二川内小学校、畑小学校、宿野部小学校、蛸崎小学校、桧川小学校、戸沢小学校のほか、教員住宅では仲崎地区及び銀杏平地区の各1棟、桧川地区の3棟、宿野部地区の2棟、蛸崎地区の2棟で15施設でございます。

大畑地区では、関根橋小学校、小目名小学校、佐助川小学校のほか、教員住宅では大畑小学校の1棟、正津川小学校の3棟、二枚橋小学校の1棟、小目名小学校及び関根橋小学校の各2棟、大畑中学校1棟の13施設でございます。

脇野沢地区では、小沢小学校、滝山小学校及び脇野沢給食センターのほか、教員住宅では脇野沢小学校の2棟、脇野沢中学校の3棟で8施設でご

ざいます。

市内全域では、合計46施設となっております。この46施設のうち解体予定としておりますのは15施設となっており、解体費の総額は約5億5,000万円を要するものと試算しているところでございます。この解体予定しております施設の中には、川内地区の文化財を収蔵しております畑小学校も含まれておりますが、施設の老朽化が著しいことから解体を予定しているところでございます。したがって、現在のところ解体を計画していない施設は31施設ということになりますが、これらの施設のうち中野沢小学校体育館は軽スポーツの利用団体に施設開放しており、佐助川小学校は体育館を下北自然の家の海辺の活動後の休憩場所として活用しているほか、校舎棟には大畑地区の文化財を収蔵しております。その他の施設につきましては、消防施設の老朽化等により公共施設として利用できない状況のため、書類や備品等の保管場所として利用をしております。

このような状況の中、桧川小学校では平成24年2月の豪雪により屋根の一部が脱落し、ガラスが破損したため飛散防止対策として126万円の改修工事を実施したほか、鳥沢小学校ではことし4月の暴風雨により体育館の屋根の一部が剥がれ、115万円の屋根ふきかえ工事を実施するなど、利用されていない施設に維持費を計上せざるを得ない状況にあります。

次に、ご質問の2点目、今後の計画についてお答えいたします。これらの廃校舎につきましては、破損等による近隣への影響が懸念されますことから、教育委員会といたしましては、順次解体し、更地に戻したいと考え、市の長期総合計画にも掲載し、計画的に解体撤去を進めていく方向性を持っております。しかしながら、解体工事には相当な費用を要することから、市財政の対応が難しい状況が続いているのが現状でございます。

この不要となった老朽施設の問題は、国においても大きな課題として捉えられており、全国の自治体が頭を悩ませている不要施設の解体を進めるための制度整備が検討されていると伺っております。教育委員会といたしましては、先ほど財務部長も申し上げましたが、国の動向を注視しながら、示されるであろう国の制度の活用も視野に入れ、廃校校舎等の早期撤去に向けてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

先ほど廃校校舎の利用につきまして、教育委員会の所管施設の中に、むつ地区では中野沢小学校と申し上げましたが、校舎は解体済みでございますので、体育館のみと訂正をさせていただきます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 一般施設のことで財務部長の答弁で、売却できるものは売却したいのだという答弁がありましたけれども、例えばどういったものがありますか。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 先ほども若干述べましたけれども、現在使用されていない施設がかなりの老朽化になっておりまして、なかなか評価しても歳入として見込めないものが数多くございますので、どういうものがあるかと言われても、今の状況においてほとんど考えられない状況ということでご理解いただければと思います。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 本市の場合は、これから使用される見込みのない施設、そういうのは相当あるわけですから、財政的にも重荷になっていくのではないかなというふうに考えます。その点で、若干答弁にもありましたけれども、先般報道では、総務省で地方自治体が地方債を起こして、発行して、その公共施設の撤去費を賄うということを来年度から特例的に容認するということが発表されております。これが決定した場合に、その適用を

むつ市では受けて、こういう施設に取り組んでいくという意思があるのかどうか、この点聞いておきたいと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 老朽化した施設の起債の適用ですけれども、新聞報道等でいろいろなされておりますけれども、具体的なその内容等については、まだ国から方針が示されておられません。このほかに長寿命化基本計画というものを国のほうである程度地方自治体のほうに作成させて、それに基づいて長寿命化、あるいは解体撤去というような形で起債を認めるのか、ただ老朽化した建物だけについても単純に起債を認めるのか、その辺がまだ方向づけがはっきりなされておられません。いずれにいたしましても、当市におきましては実質公債費比率が基準より若干高目になっておまして、その辺の今後の起債の実質公債費比率を鑑みなければ、どういうふうに計画を練っていくのか、その辺も総合的に勘案して検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 財源的にも大変だということはわかりますけれども、いずれにしても朽ち果てていくのを黙って見ていくしかないというようなことではならないと思います。そこで、国の条件がどういう債務の内容になっていくのかというようなことになるわけでしょうけれども、いずれにしてもこれは年次計画を持って進めていかないと大変なことになるのではないかなというふうに私は懸念しております。

この際、聞いておきたいのですけれども、例えば一般の建物だとか教育分野にかかわる問題で今お聞きしたのですけれども、各旧町村にある焼却施設、焼却炉、ああいうものはどういうふうな展望があるのでしょうか、どうなっているのでしょうか。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 焼却炉等につきましても、老朽化して使用にたえないものについては順次撤去していかなければならないものというふうに考えております。それらについても、どのくらいの費用がかかるのか、またその方法等、それらについても十分協議、検討したうえでの対応になると思いますけれども、いずれにしても老朽化したものについては撤去していかなければならないものというふうに考えております。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） いずれにしても現在のところは、まだ全然野のものとも山のものともつかない状況だと、簡単に言えば、こう捉えるのですが、それでいいですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） もろもろの手法、来年の国会のほうで通常国会に地方財政法の改正案が提出されますというふうな予定での報道がされております。この部分で起債を、地方債発行を認めるというふうなことでございますけれども、先ほど担当部長からお話のように、起債制限比率、そういうふうなものもございます。そうしますと、はっきり言って老朽化したもの、もう使えないものは壊してしまいたいのですけれども、壊すにも、やはり廃止するにも莫大な費用がかかります。先ほど来お話のように、数億円に上るものがかかります。その部分で地方債発行すると、今度は制限の部分で、そしてまた前向きな施設をこれからつくっていくに当たってのまた起債もしなければいけない。そういうふうなところもございますので、朽ち果てるまでというふうなこと、それは余り格好のいいものではございませんので、非常に厳しい、野のもの山のもの、こんなお話ございましたけれども、むつ地区においても焼却施設、この部分は、煙突は解体いたしましたけれども、

その部分においてまだ大きな負の財産と申しますか、廃止して、そして壊していかなければいけない施設がたくさんあるわけでございます。一斉にこれを壊しますと、新たな事業、住民の皆様方の要望している事業についてなかなか起債ができないというふうな苦しみもございますので、この部分でご理解をいただきたいなど、こういうふうにするところでもあります。

ただ、一応廃止をしておりますけれども、また長寿命化の中で、計画の中で診断を受けて、使えるものは使いたいと、そういうふうなところの考え方が、いわゆるファシリティマネジメントでございますので、この部分においては川内地区においては1つ、2つ、今手前どもで計画を進めているところがあります。壊さないでうまく利用ができないのかというふうなところ、今取り組んでおりますので、できたらその部分においては、新年度の予算の中で盛らせて皆様方にお伝えをし、ご審議をいただく場面が出てくるものと、このように思っておるところであります。

はっきり言って、全部壊してきれいにしたいというふうなものでございますけれども、なかなかこれは経費のかかるものであるということで、これは当然工藤議員もご承知だと思います。その点でご理解をいただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 理解はなかなかすんとはいかないところですけども、仕方ないというふうなところ今のは認めざるを得ないだろうなというふうな考えは持っているところでもありますけれども、前向きに取り組んでほしいと思います。

敬老会の問題であります。私は、アンケート結果を踏まえてお尋ねしたわけですけども、答弁では市内4カ所ぐらいにまとめて敬老会を行って

いきたいというふうな答弁だったと思うのですが、アンケートの中でも私も述べましたけれども、新規とも、あるいは既存対象者とも、会場をふやして、そして近い会場で行ってほしいというのが意見の中でかなりの比重を占めているわけです。4カ所ということになっていきますと、けがをしている人、あるいは病気がちな人、これらの方々というのはなかなか敬老会に参加するというのは困難なわけですから、この点をどう配慮して一人でも二人でも多く参加できるようにしていくのかというところが私はやっぱり勘どころだなと思っております。この点をどういうふうにかお答え願いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 町内ごとでやるというふうなことは、これは非常に近場の方々にとっては楽になるというふうなことだと思います。出席率も、そうなりますと高くなってくると、こういうふうに思いますけれども、非常に費用対効果の部分でかなり厳しいものがあると、このように認識しております。

そこで、今後の考え方としては、市内4カ所程度で開催をし、先ほど壇上でお答えをいたしましたように、会食の形式はとらないということにさせていただきます。しかしながら、その時々々の記念に当たる年、例えば金婚式だとか白寿だとか米寿だとか、そういうふうな方々にも当然その敬老会の場所にご出席をいただき、そして対象者の方々にできるだけ多く出席をしていただく。そして、バスの足、そういうふうなものも確保していくと。そして、集える場所というふうなことは、これまでどおりの形で相進めていきたいと、こういうふうな基本方針でございます。

そこでは、今壇上でもお話をいたしましたように、人生の節目となる年齢の方々等を顕彰し、皆さんと一緒にステージを楽しんでもらうような

形、これをとっていきたいと、こういうふうに思います。

さらに、アンケートの調査結果については、工藤議員ホームページ等々でごらんになっているとおりでございますけれども、7割を超える方々が出席できないと、その事情も分析をいたしました。そういうふうな方々にも敬老の気持ちを伝えたいということで、その方々にも全戸にわたって、全員にわたってお知らせをして、そしてご案内をし、出席できない方は、もうやむを得ませんけれども、その方には記念品をお届けし、そしてきめ細やかなサービス、行政のほうで、市のほうでとっているサービスだとか困り事、相談事、そういうふうな場面をいろいろつくって行って、公平に市全体で高齢者の見守り体制をしていくという、そういうふうな形のものに方向を転換していきたいという答弁でございました。この部分では、きめ細やかな見守り活動をしっかり行っていくというふうなこと、これを基本に据えていきたいと、こういうふうに思います。

敬老会、私も何回か出席をさせていただきました。飲食、会食が伴う部分では、非常に楽しみになされている方々もあるということは十分認識をしております。しかしながら、出席ができない方々が7割いる、超えているというふうな、その方々に対してどういうふうなサービス、敬老の意、これを伝えていくのかが、やはり行政として公平で、そしてすべからずそのサービスを我々として情報を伝えていくというふうなことが、より効果的な形であるというふうな検討を重ねた結果でございますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 結論的に言いますと、そうしますと、これまでの敬老会の形式をとりながら、出席できない方には訪問したり、さまざまなこと

で方向転換もすると。いわゆる現在続けてきたものに対して、プラスアルファのものがなされると、こういうふうに理解すればいいのですか。今までどおりやってきたものは、そのまま続けるのだと、そのうえにプラスになるのだというふうに理解してよろしいのか、そうではないのか、ちょっとその点をお答え願います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） これまでの形の会食形式は取りやめさせていただきたいということでございます。

（「寂しいな」の声あり）

○市長（宮下順一郎） 寂しいという声がございませけれども、やはりその寂しさは拭えないものがあるかと思えますけれども、出席ができない方々が、7割を超える方々があるわけでございますので、その方々にもっともっと敬老の意を伝える機会をつくっていききたいと。出席できない方々には、しっかりとこちらから人を派遣して、訪問をして、そして相談を受ける体制、そういうふうなことをお伝えしていききたいと。ただ、顔を見合わせる場所、そういうふうなものはつくるというふうなことでございます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 訪問して励ましたり、さまざまなことができれば一番いいと思います。でも、そういう体制がとれるかどうかといえば、非常に不安を残すなというふうに私思っておりますけれども、その点の裏づけはちゃんとなされてありますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） それらの制度設計、これからしっかりと、あまねく公平に敬老の意を伝える、そして出席できない方々にも記念品をお届けし、そして記念品をお届けすると同時にさまざまな制度のご紹介、そして例えば、まだこれは私の頭の

中で考えていることなのですけれども、はがきをお入れして、お名前がもう書かれているはがき、そしてその場面での相談事、何か悩み事ありませんかとかということを書いてポストに入れてもらう体制。そうしますと、それぞれの相談事等も把握できて、そして我々の制度もご紹介できるというふうな体制がとれると思うわけでございます。そして、その7割の方々にも十分な敬老の意を伝えていきたいと、こういうふうな体制。これから制度設計を十分皆様方に、7割を超える皆様にご満足 of いくような制度設計をしていきたいと。つまり基本的には見守る体制、これをつくっていきたいということでございます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 私は、今市長が答弁なさった内容を一概に否定するものではありませんけれども、それを進める場合においても、関係者、あるいは社会福祉協議会の皆さんも含めていろいろ相談した中で、一番よりよい方法は何なのかということをやっているっていただきたいというふうなことを申し述べて質問を終わりたいと思います。

○議長（山本留義） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎齊藤孝昭議員

○議長（山本留義） 次は、齊藤孝昭議員の登壇を求めます。12番齊藤孝昭議員。

（12番 齊藤孝昭議員登壇）

○12番（齊藤孝昭） むつ市議会第218回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

税制の根幹は、国の法令により定められていて、地方自治体の裁量が働きにくいものになっていることはご存じのことと思います。一般財源のほとんどを占める交付税や交付金についても、国側の事情によりうまく扱われてしまうことは、職員給与削減に代表例としてあらわれています。そのような中、市長は財政の健全化、さらには安定した財政運営こそがむつ市の将来につながるとし、積極的に行財政改革に取り組んでいることは高く評価されるものと思います。

市の財政運営について、平成27年度からさらに厳しい状況に追い込まれることが予想されています。その平成27年度は、合併後10年を過ぎることから特例が解除され、地方交付税が5年間で段階的に縮減される始まりの年となります。また、子ども・子育て新システムの導入による行政負担の増、さらに第6期介護保険の改定を初めとする社会保障制度が集中して改正が行われるため、行政負担だけでなく住民の負担も膨らむのではないかと心配しています。

市当局においては、今から現状分析、計画の策定、国の動向などを踏まえ、財源の確保や予算編成に備えていく必要があると考え、場合によっては行政と議会が一体となった取り組みも必要ではないかと考えるところでもあります。特に高齢化が進む中、民生費は歳出に占める構成割合が年々高くなっています。行政が活動するには、住民負担が前提となり、住民負担と財政支出について、市民の皆様に対し理解が深められる施策が必要であり、積極的に取り組む事項だと考えておりますので、市長初め理事者の皆様には、今以上に厳しい指摘をさせていただくことがあると思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、今回の質問は、空き家等の適正管理に関

する条例の施行後の現状と課題について、指定管理や委託業務等の行政サービスのチェックについての2項目であります。

初めに、空き家等の適正管理に関する条例施行後の現状と課題について質問いたします。管理されずに放置されたままの空き家は、倒壊などの危険のほか、景観、生活環境、防犯、防災、まちづくり等さまざまな面に影響を及ぼすとして、むつ市においても本年2月1日から空き家条例が施行されました。この施行により、やっと危険空き家の解消が図られると安心した市民の皆さんが多くいらっしゃると思います。ところが、条例ができて今までと状況が変わらない、何のための条例なのかといった声を聞くことがあります。条例では、所有者や管理者の適正管理の責務を定義したうえで、市民からの情報提供に基づき実態調査を行い、危険な状態と認めた場合は助言と指導、勧告、そして命令を行うと規定し、さらに適正な理由がなく命令に従わない場合には、所有者または管理義務者の氏名等を公表することができる旨も規定しています。危険空き家への対応状況はどうなっているのでしょうか。また、対応の際の課題はどのようなことがあるのかお聞きいたします。

管理されずに放置された空き家は、強風や地震、そして積雪によって倒壊などの危険を発生させる深刻な問題となっていました。そのことを踏まえ、空き家条例を施行したことにより、今までできなかった所有者の把握や危険空き家への改善措置を図るように行政指導すること等が可能となった。り、条例による抑止効果を含めて安全、安心に暮らせる地域づくりにつながる重要な施策だと私は思っております。この条例を施行したことによる効果と今後の方向性についてお示しを願いたいと思います。

次に、指定管理や業務委託等の行政サービスの

チェックについてであります。行政サービスとは、地方自治体などが行う住民に対する各種サービスのことで、主に子育て支援、福祉、ごみの収集運搬や公共施設の管理運営など、行政が提供しているサービス全般を言います。そのサービスは、指定管理や業務委託により外部に任せる傾向が主流で、特に指定管理者制度は、多様化する住民に、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に住民の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、行政経費の削減等を図ることを目的に導入されました。

総務省の調査によれば、平成24年7月1日現在の指定管理者制度の全国の導入状況は、都道府県で7,123施設、政令市で7,641施設、市町村で5万8,712施設となっており、指定管理期間では5年が56%、3年が22.3%、4年が10.1%などとなっています。事業そのものはもちろんですが、指定管理者制度は長期の契約であり、基本協定、年度協定、債務負担行為、長期継続契約、各年度の予算と決算、事業成果など関連する事項も多いことから、担当職員の施設管理能力や技術、さらには管理施設で働く人の賃金を含む労働環境のフォローなど、発注者である行政側には多方面にわたり責任が発生します。あわせて行政と指定管理者で行き違いやトラブルが発生した場合の影響は、利用者である住民の皆さんに不便をおかけすることになります。今回の行政報告での介護施設「いこいの里」の件については、それを代表する例だと私は思っています。

以上のことから、指定管理者の評価やそのための手法はどのように行われているのか、また指定管理者がかわったときの引き継ぎ手法は確立されているのかをお伺いいたします。

最後は、脇野沢加工センターについてであります。脇野沢加工センターは、指定管理でも業務委託でもなく、どのような契約なのかわかりません。

行政サービスのチェックを誰が、どのように行っているのか不明であります。過去には、見直しが必要だという回答をいただいておりますが、どのように見直すのか、行政の責任の所在と管理監督の仕方について疑問がありますので、この施設の状態と課題、そして問題を解決するための取り組み状況はどのようになっているのかお聞きいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、空き家等の適正管理に関する条例施行後の現状と課題についてのご質問の1点目、危険空き家への対応状況はどうか、また対応の際の課題は何かについてお答えいたします。

現状の空き家対策としましては、危険度が高いと思われる建物から優先的に現地調査と所有者の調査を並行して進めているところであり、条例施行後の危険度の高い空き家の所有者に対する助言指導の件数は、現在書面等で準備しているものも含め18件であります。また、条例施行後に建物が解体された件数は18棟で、内訳といたしましては、現地調査において、自主的に解体されていたことが判明したものが10棟となっており、助言指導により解体したものが条例施行前から折衝していたものも含め8棟となっております。

条例施行後の空き家対策における課題としましては、空き家の所有者が不明な場合や、所有者が判明していても居住地がわからず連絡がとれない場合、あるいは複数の相続人が存在する場合などへの対応があります。これらの空き家の中でも、特に老朽化が著しく強風による建材の飛散や積雪による倒壊が危惧されることなどにより、近隣住民や通行人に危害が及ぶ可能性の高い危険な空き

家への対応には苦慮しているところであります。所有者と連絡がとれない場合は、空き家が危険な状態にあることすら伝えることができず、危険な状態を排除してもらえないことから、このようなケースへの対応が喫緊の課題となっております。

次に、2点目の空き家条例の効果と今後の方向性をどのように考えているのかについてお答えいたします。まず、空き家条例の効果につきましては、まだ件数はさほど多くはないものの、助言指導による解体や自主的な解体が進んできているということは条例制定による一定の効果が出てきたものと考えており、条例の目的である所有者が適正に管理しなければならないという意識が徐々にではありますが、市民に浸透してきているのではないかと感じております。

空き家対策の今後の方向性につきましては、先ほども喫緊の課題として申し上げました所有者と連絡がとれない危険な空き家への対応について、近隣住民や通行人に危害が及ぶ可能性の高い場合は、あくまでも緊急避難的な措置としてではありますが、災害対策基本法や災害救助法の規定を用いて危険な状態を排除するための必要最小限の措置を講ずるなど、住民の安全安心に配慮してまいりたいと考えております。

また、強風による屋根トタンの剥離や空き家敷地内の樹木が電線にかかっている場合などにつきましても、現在消防や電力会社などに依頼して対処しておりますが、これも放っておきますと、市民の安全安心にかかわることからの緊急避難的措置であります。

今後におきましても、関係機関と連携して、必要な対応をしてまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、空き家対策は当市に限らず全国的な課題でありまして、これらを解決するためには、自治体にある程度の権限を持たせ

ることや、解体後の税制面での配慮など、解体や危険の排除が促進されるような抜本的な法律の整備等が望まれるところであります。

次に、指定管理や業務委託等についてのご質問にお答えいたします。まず、指定管理や業務委託等の行政サービスのチェックについての1点目、指定管理者の評価や、そのための手法はどのように行われているのかについてであります。指定管理者制度は、市で保有する公の施設について、民間事業者のノウハウを活用し、より柔軟で質の高い市民サービスの提供と経費の節減を図ることを目的とした制度であり、その事務手続につきましては、むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び施行規則に定めるほか、指定管理者制度運用指針を策定し、制度の効果的な運用に努めております。施設担当部局においては、その運用指針にのっとり、各事務手続を行っているところであり、評価につきましても運用指針において、指定管理業務の適正な執行のため、指定管理者と月例または四半期ごとなどの定期的な話し合いの場を持つことはもとより、必要によっては随時協議することとしているほか、各年度ごとに指定管理者から提出される事業報告書の内容を確認し、施設設置目的に沿ったサービスの向上に関する取り組み状況、利用促進に関する取り組み状況、効率性の向上に関する取り組み状況、施設の適正な維持管理に関する取り組み状況、平等利用、安全対策、危機管理等に関する取り組み状況の5つの項目について、その運営状況の評価を行うこととしております。

また、それぞれの指定管理施設の評価結果につきましては、過去の分を含め、市のホームページで公表することとしておりますことから、指定管理者の評価につきましては、適正に行われているものと考えております。

次に、指定管理者がかわったときの引き継ぎ手

法は確立されているのかとのご質問についてありますが、まず指定管理者との基本協定書において、指定期間が終了した場合には業務の引き継ぎを行わなければならない旨が定められております。さらに、毎年指定管理者から提出される事業報告書におきましても、業務の実施状況、施設の利用状況、収支決算、施設の維持管理状況、利用者の声とその対応など、詳細な報告を受け、それを確認することに加え、公募の際の業務仕様書にも指定管理業務の詳細を載せ、応募希望者に定時しておりますことから、指定管理者がかわった場合でも滞りなく業務が遂行されるものと考えております。

次に、脇野沢加工センターの現状と課題は何か、また課題解決に向けた取り組み状況はどうなっているのかについてであります。

まず、脇野沢水産物処理加工施設は、平成4年度から平成5年度にかけて水産物の処理加工及び販売を行うことにより、水産物の付加価値の向上と就業機会の確保を図り、もって地域の活性化を促進するために国・県の補助金を受けて設置された施設であります。

施設の業務内容は、水産物加工原料の仕入れから加工販売としており、平成5年10月から旧脇野沢村が直営で施設の管理運営を行ってまいりましたが、赤字経営が続いたため、県の承認も得て、施設の管理運営を平成16年4月1日より企業組合へ業務委託し、現在に至っているところでございます。その後当施設は、経過年数が進むにつれ、部分的な劣化の発生により、これまで幾度となく施設の修繕を行ってきておりますが、今後においても市の負担が発生するものと思われ、管理運営方法の見直しも課題となっているところであります。

当施設は、補助事業で取得した施設であるとともに、広く住民の利用に供する公の施設ではない

ことから、行政財産として規則で設置しているものでございます。したがって、指定管理者制度を適用せず、業務委託により管理運営を行っているところであります。

今後におきましては、地域の活性化や雇用の場の確保も含めて、市の財政負担をできるだけ抑えるためには、施設の譲渡が有効な手段であると判断しているところであり、現在譲渡に向けて検討させているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

現在の取り組み状況につきましては、担当より答弁をいたします。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長（猪口和則） 脇野沢水産物処理加工施設の取り組み状況について市長答弁に補足説明させていただきます。

市では、これまで施設の譲渡を検討するに当たって、施設の評価額の算定、補助事業で取得した財産の処分手続並びに譲渡後における漁港用地の占用について関係機関と協議を重ねてきたところでございます。

まず、補助事業で取得した財産の処分につきましては、有償譲渡の場合は譲渡契約額残存簿価または時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付することとなり、無償譲渡の場合は国庫納付は生じないとのこととなっております。

また、漁港用地の占用についてであります。今年度当初県に問い合わせしたところ、水産庁の見解として、地方自治体、水産業協同組合及び特別民法法人等以外の者による占用はできないとのことでしたが、今般県より漁港施設を運営する者には売買することは可能となるとの見解を得たところであります。

今後県では、当該施設用地の売買となりますと、

その手続にはおおむね半年余りの期間を要することでありました。市としましては、その進捗状況を見きわめながら、手続を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 答弁ありがとうございました。

空き家条例については、市長答弁の内容どおりだと私も思いますが、担当部局で相当苦勞しているというのを聞いていましたし、住民の皆さんでも不便を感じているという方もまだたくさんいらっしゃるということで、そのやりとりをぜひ現場の職員の皆さんには頑張ってもらいたいというふうに思っているところであります。

そこで、1点だけ再質問させていただければいいのですが、住民の皆さんから連絡がありました、空き家で困っていますと、倒壊しそうだというふうな例があった場合、時間がかかる、かからない、すぐ対応できる、または相当時間がかかるといった場合の例えば中間報告とか、結果が出るまで要望してきている住民の皆さんにお知らせするのではなくて、中間的に今こういうところまで進んでいる、こういうふうな内容で進めているみたいな中間報告のようなものはしているのかどうか、ご答弁をお願いします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

住民のほうから情報が寄せられて、それでどこまで進んでいるかというようなその中間報告的な部分ということにつきましては、現在のところやられておりません。大変申しわけございません。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 部長、簡単に「やられていません」と言いましたけれども、やらないとだめだと思うのです。やっぱり一報を出した方のことを考えると、今どうなっているのかというのは知り

たいと思いますので、ぜひ今後そういうところにも少し気を配って、仕事が完成したら、それで終わりということではなくて、その仕事が終わる途中の経過をぜひお知らせをするべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

指定管理については、これも市長が言っているとおりだと思いますが、最近、今般の定例会にも指定管理の指定の議案が何本か出ていますが、最近ふえている事例が、今回の議案にあらわれていると思うのですけれども、まず指定管理者の募集をしたところ、指定管理者が来ないと、応募してこないというふうな件がだんだん最近ふえてきていて、先ほどの市長の話でいくと、いろんなやりとりをふだんからきめ細かくやっているということではありますが、そういうことをしていながら、なぜ指定管理の公募をしても事業者が応募してこないのかという理由がどうなのかを分析するべきだと思うのです。そこのところはどういうふうに考えているのか、お答え願ひしたいと思います。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 応募者がいないというふうな理由は何かということなのでございますけれども、基本的には余り、いわゆる受託者にとってメリットがないというふうなことが一番だと思います。苦勞する割には、大した利益が上がらない、余剰金が上がらないというふうなことであろうと思いますので、その辺のところを若干、一般的な工事等についてはきちんとした経費が算出されているわけで、その中から利潤が出せるような格好になっているわけですが、この指定管理の委託費については、全国的にそういう例が余りないというふうな状況もございまして、私どもそれをどのような格好でその経費を見積もったらいのかというふうなことを随分検討はしてきたわけでございますけれども、来年度からは一般管理費というふうなことで、ほんのわずかな額でござい

ますけれども、そういうふうなものを見込んだというふうなことではございません。

そのほかの例ということになりますと、やはり3年とか5年とか、その辺の継続した雇用というふうなことに対する不安といえますか、そういうふうなこともあるのだらうと思いますけれども、きちんとした分析はしていない、あくまでもこれは推定、想像でございます。それぞれの事業者によってそれぞれのご事情もあろうかと思っておりますので、その辺は個々のケース・バイ・ケースで相談をしながら進めていきたいものだなと、こういうふうに思っているところでございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 今みたいな副市長の話は、日常まめにやりとりをしていたら、急に指定管理の継続とは言いませんが、再応募のときに、やっぱりできないという話はないと思うのです、日常からそういうふうな今のような話をしていけば。

もう一つ、利益が上がらない施設の管理のところは、なかなか受け手がないという話をしましたが、そもそも指定管理を受けてもうけようかと思うことがどうかと思うのです。それは、努力によって売り上げを上げて、その会社の収入になってもいいことにはなっていますが、そんな公の施設で収入を大幅に上げるといことは、ほとんど無理なものをわかっていながら指定管理に応募してきているはずなので、そんな3年やったから、次はもうやらないというふうな話をもし事業者がしているのであれば、日常の対話で解決できることだと思うのですけれども、では小まめに市長が言ういろんなやりとり、項目によってやっているというふうなことを言っていました、それ何のためにやっているのかということが疑問になるのです。だから、お願ひしたいのは、やはり継続契約とは言わないものの、1回指定管理受けた団体の次に新しい事業者が応募するというのは、今の

制度上至難のわざで、確かに事業者の都合とかで継続できない場合もあるかもしれませんが、基本的には年度を区切るものの、継続していただくことが間違いなく住民の皆さんには安心だし、そのなれた分、改善も数多くやっていけるのではないかなというふうには私は思っているのですけれども、そういうやりとりについて、どういうふうに思いますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 指定管理施設のこの運営ということは、今副市長が答弁いたしましたけれども、さまざまな要素が絡んで非常に難しいところがあると思います。しかしながら、これを例えばずっと継続していきますよと、こうなりますと、非常に緩さというのですか、そういうふうなところが出てくる懸念もあると思うのです。そういう意味で3年、5年というふうなスパンの中で、常に気持ちを新たにさせていただいて契約をしていくと。これをずっと継続してやっていくということは、非常に緩さになってきますので、そういう意味での緊張感、これもやはり私はこの契約を更新していくというふうなことの中には意味として含まれているのではないかと、こういうふうな認識をいたしております。そのことによって、例えば3年終わった、5年終わった、では次のときにはこういうふうなものをサービスとして向上させていくというふうなやりとり、そういうふうなことが生まれることによって、指定管理をしていただいているその施設のサービス向上、つまり市民へのサービスの向上に相つなげてくるものと、このように私は認識しておりますので、これをずっと継続していくという考え方、これも一つの安定性というふうな部分では理解はできますけれども、これを例えば10年、20年ということになりますと、非常にここにまた緩さというふうなものが出てくる懸念がありますので、現行の制度の中で私は運

用していきたいと、このように考えておるところです。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 市長の考えは、そのとおりだと思います。しかしながら、現在どうなっているかということ、公募がなく非公募で、指名でやってほしいということになっていまして、今市長が言っていることと現在行われていることは、ちょっと違うのではないかというふうに思います。公募がなかった場合、では違う事業者を探すといっても探せないで、結局また同じ事業者指名するわけですね、やってくださいというお願いを。お願いです。お願いをして、それをほとんどの業者さんは、そのまま「わかりました」と返事して受けているのが今の現状です。だったら、違うところも幅広く募集したらいいのではないかというふうな話になると思いますが、ここのまちで生まれた財源を他の地域の業者さんが請け負うことで外にお金が出ていくということを防ぐためには、当然市内の業者さんに指定していきたいというのもよくわかります。だからといって、公募がなかった、なので前回までやっていた事業者にまたお願いしますとお願いに行くというふうなやり方も果たしてどうかということです。初日の質疑のときにちょっとだけ話ししましたけれども、お願いをする側、お願いされる側、やっぱり力関係が変わると思いますので、行政からお願いをしていくパターンになった場合は、当然ある程度事業者側の希望、要望もつけ加えられて契約することになると思います。そういうところのやりとりをもうちょっと行政として、考えをしっかりと取り組むべきだというふうに思うのですけれども、市長、どう思いますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 齊藤議員は、もう結論が出ているようなお話を今なさいました。つまり公募

したときに、ある施設を、これまで指定管理を受けてもらった、また新たに、先ほど来のお話の中で、やはりサービスをどうするか、また経費の部分、そういうふうなところで公募をします。公募をしたら、誰も手を挙げるところはなかったというふうなこと、ならばこれをむつ市内に限らず県内全域だとか、全国に全部だとか、そういうふうな公募を広げていきますと、今齊藤議員ご懸念のようになってくると思うのです。そういうふうな形をとらないで、お願いをするというよりも、これまで指定管理をしていた方と、法人等々と、やはり協議をして、なぜ手を挙げなかったのかと、どういうふうなことなのかと、一方的なお願いで、こちらが全て条件をのむというふうなことではないわけでございまして、我々としてできる範囲はこうですよ、向こうはこうしてほしい、そここのところのやはり甲乙の協議の中で進めているというふうなことで、一方的に相手方の言い分を丸のみするというふうなことでは我々は決してそうではないと。やはりこちらの言い分もしっかり伝え、この部分で協議が相調わなかった場合、どういうふうな形の公募にしていくというふうな形もまた改めて出てくるのではないかと。その場合ですと、また範囲を広げていく可能性もあります。やはりその部分は、もう齊藤議員ご懸念のとおり、これを全国公募だなんてしますと、これは可能性はまた出てくるわけでございます。ところが、これはむつ市の公の施設、そこには雇用、そしてまた雇用は当然どこの団体が、市外の団体が受けたとしても、雇用としては市内に発生すると思えますけれども、その部分が市の、要するに市民の税金はそちらのほうに行ってしまうというふうなこと、なかなかこれは理解はできないものだと、こういうふうに思いますので、極力本当に協議の中で話し合いを進めていく。お願いというふうなところ、お願いですと、こっちから一方的に譲歩ばかり

かという、決してそうではないというふうな取り組みで現在進めておるところでございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） これも市長が今言っていることに感銘というか、そのままわかるのですけれども、指定管理団体と行政側との力関係が、さっきも壇上で言いましたけれども、委託している側の責任は相当数高いわけです。委託されている側は、どちらかという、任せられているということで、その責任の所在は行政側よりもちょっと緩いわけです。そこのところは、当然委託の契約のときに力関係で発生すると思うのですけれども、聞くところによると、その委託されている業者側さんと対等にいろんな物事がやられていて、その行政側の希望、要望が事業者の都合でうまくできないこともあるのではないかと、こういうふうな話もたまに聞くものですから、指定の契約のときにどういうふうになっているのか、またはその契約期間中にどう行政と事業者とのやりとりがあるのかということをお聞かせしてもらいました。今後も、この指定管理については改善する点も当然あると思うし、いいものにしていくというのが行政の仕事でもあると思うので、ぜひいろんなことをやってほしいなというふうに思います。

もう一つ、高齢者福祉施設「いこいの里」の話が指定管理の関係で定例会初日に行政報告がありました。公の施設を民間に無償譲渡することに対して、私の心配するところをちょっとお聞きしたいのですけれども、まず譲渡して民間に全部全てその施設が行ってしまいました。そのときに、なってしまった後、業者さんの都合で、その施設を閉鎖しないとだめになる場合を考えると、これ簡単に公の施設を無償で譲渡していいものだろうかというふうな疑問がありまして、そういうところは、どういうふうな思っているのか、市長、答弁できたらお願いしたいのですけれども。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） ご懸念は我々も当然持っているわけでごしまして、譲渡した後の事業が続けられないというふうなことになるはしないかというふうなことが当然心配なわけでごございますけれども、それについてはやはり契約時において10年、あるいは20年というふうな期限を決めて、きちんと運営してもらおうというふうなことを取り決めながら進めていくというふうなことになるざるを得ないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） これから高齢者福祉施設「いこいの里」については譲渡の契約すると思いますが、ぜひその心配が少しでも緩和されるように対応をお願いしたいなというふうに思います。

最後は、脇野沢水産物処理加工施設の件であります。壇上では、市長は委託だというふうな話をされましたが、委託の定義を調べましたら、資金を預けて運用を頼むというふうになっています。ここの水産物処理加工施設には、公費が負担されていないし、契約の内容も、委託といいながら、本来委託業務である基本が成り立っているのかというところに疑問があるのですけれども、そここのところの考えはどうなのでしょう。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長（猪口和則） 業務委託には、有償、無償等があるかと思えます。ここの施設に課せられた業務内容というのですか、施設に課した業務内容というのは、水産加工原料の仕入れ、加工及び販売というようなことの業務を契約の中で行わせていただいているという状況になります。その中で無償、有償というのがありますので、ここの施設は、販売することによって、その受けた業者は収益を得ることができるという収支の中で無償委託契約していると

ころでございます。ただし、この施設、むつ市の建物でありますので、施設に関して基幹部分というのですか、建物部分の修理というものはむつ市で対応しますよというような契約内容を結んでおります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 基本的なことを聞きます。

こういう契約の方法について、市長はどういうふうにお考えなのでしょう。法的には、確かにそういうふうなことでいいかもわかりませんが、法的というよりも、もう少し詳しく言うと、国・県の補助金で建てた施設であるため、無償で貸し付けできるのだというふうな貸し付け、無償で貸して、委託費も要らないのだと、払わなくてもいいのだと。ただし、壊れた場合は、その建っている自治体が、その経費を出すのだというふうなやり方、幾ら地域の活性化のためにということでこういう加工施設を建てた後に、売り上げが全部その働いている人たち、またはそれに関係する人たちの収入になっていて、地域が潤うというふうなことであるのだったらいいのですが、そういう管理とかは、ではどういうふうにされるのでしょうか。脇野沢庁舎でしていたのでしょうか。そここのところ、ちょっと教えてください。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） そもそもこの施設のことなのですけれども、この施設は平成5年から旧脇野沢村が直営で施設の管理運営を行ってきたという経緯がございます。それが赤字経営が続いたということで、県の承認を得て施設の管理運営を平成16年から企業組合というふうな形へ、先ほどお話をしております業務委託をしたという経緯があります。それをずっとこのまま合併後も旧脇野沢村での業務委託の部分で継続をして現在に至っておるといふ経緯がございます。しかしながら、こ

の部分については、やはり市といたしましても、しっかりとこの部分は指定管理制度は適用しないで業務委託をしまいいりましたけれども、今後はやはり当初のこの施設の立ち位置というふうなものが、地域の活性化、そして雇用の場の確保というふうな名分がございました。この名分をやはりしっかりと守ってもらわなければいけないというふうなこともありましたけれども、市としての財政負担、この部分はできるだけ極力抑えていかなければいけないというふうな判断に至り、施設の譲渡、これについて検討せよということで指示を出し、また今度はその下地の問題があります。港湾施設、こういうふうなところもありますので、この部分については県のさまざまな情報を得て、県との協議の中で相進めていく必要があると、こういうふうにご認識をしておりますので、近い将来には譲渡がなされるものと、そういうふうな形で協議を、今検討を深めているところでございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） この施設もまた譲渡ということで、譲渡した後にその業者さんが、もうできないというふうになった場合、この当初の設立目的であった地域産業の振興のためにというのがなくなる可能性があるということにすごい懸念を持っていて、その譲渡するよりきちんと市で、例えば本来の業務委託、これぐらいの金額で業務を行ってください、または施設管理費を出すので、指定管理を適用しますというふうなことで、その地域産業を守っていくことが普通の考えだと思うのですけれども、急遽譲渡に進む理由について、もう少しお知らせください。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この施設は、補助事業で取得した施設であるということとともに、広く住民の利用に供する公の施設ではないというふうな、そういうふうなことで、行政財産として今設置し

ているということでご理解いただけるのではないかと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） わかりました。譲渡することですので、これはその日が来るまで少し見守っていききたいなというふうに思いますけれども、そもそもこういう方法、果たして行政運営、公の施設でこういう管理の仕方が本当にあっているのかというふうなことをちょっと疑問に思っていたので、質問の項目にしたのですが、こういうことは今後ないと思いますが、やはり委託とか指定管理とかというのは、本来職員の皆さんがやるべき仕事を外部の事業者にお任せしているという観点から、もう少し丸投げという話は、ちょっと言い過ぎかもわかりませんが、職員がやらないとだめな仕事を民間の皆さんにお願いしているのだというふうな気持ちを持って、もっと事業者の皆さんと話をしたり、もっと数多く、やりとりを多くして、よりいい仕事にしていくのだということをご希望して一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月10日は、菊池光弘議員、大瀧次男議員、中村正志議員、目時睦男議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時45分 散会